

令和5年度 豊島区職員 I 類（学芸研究）採用選考申込書

※欄は記入しないでください。

下記必要事項は、黒ボールペンで記入してください。

選考区分	I 類（学芸研究）	※受験番号	※									
フリガナ												
氏名	（戸籍上の文字で正確に記入）											
生年月日	昭和 平成	年 月 日生	令和6年3月31日現在 歳									
フリガナ												
現住所	<table border="1"> <tr> <td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td> <td>-</td> <td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td> </tr> </table>			□	□	□	□	-	□	□	□	□
□	□	□	□	-	□	□	□	□				
フリガナ												
受験票送付先	<table border="1"> <tr> <td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td> <td>-</td> <td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td> </tr> </table> （現住所以外に受験票等の送付を希望する場合のみ記入）			□	□	□	□	-	□	□	□	□
□	□	□	□	-	□	□	□	□				
電話番号	（ ） -	携帯電話	（ ） -									
最終学歴	学校名・学部学科名											
	卒業又は見込等 平成・令和 年 月 日 卒業・卒業見込・その他											
職歴 新しい順 に上から	在職期間	勤務先名	職務内容									
	平成・令和 年 月から 平成・令和 年 月まで		正規・非常勤・アルバイト									
	平成・令和 年 月から 平成・令和 年 月まで		正規・非常勤・アルバイト									
資格免許	名称	取得年月日	取扱機関名									
	学芸員資格	平成 令和 年 月 日 取得・見込										
		平成 令和 年 月 日 取得・見込										
		平成 令和 年 月 日 取得・見込										
<p>私は、豊島区職員 I 類（学芸研究）採用選考を受験したいので、上記のとおり申し込みます。 なお、私は募集案内に掲げてある受験資格を全て満たしており、地方公務員法等で選考を受けることができないとされる者にも該当しておりません。 また、この申込書のすべての記載事項は事実と相違ありません。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>氏名（自署） _____ （自署欄は必ず本人が署名してください。）</p>												

裏面の「記入上の注意事項」を確認の上記入してください。また、裏面のアンケートにご協力ください。

記入上の注意事項

- 1 申込書は、黒ボールペンで、記入もれや間違いのないよう丁寧に記入してください。
- 2 ※欄は記入しないでください。
- 3 年齢は**令和6年3月31日現在**で記入してください。
- 4 現住所・送付先・連絡先
 - (1) 受験票送付先欄には受験票や結果通知等の送付を現住所以外へ希望する人のみ記入してください。
 - (2) 電話番号及び携帯電話は、確実に連絡がとれる連絡先を記入してください。
- 5 持参又は郵送にて申し込みをする場合には、申込書及び業務目録のほか、84円切手を貼り宛先を記入した返信用封筒(定型サイズ)を添えてください。なお、郵送により受験の申し込みをする場合は、封筒表面に「学芸研究選考申込」と朱書きし、簡易書留で郵送してください。簡易書留によらないものの事故については、責任を負いません。

アンケート

※アンケートの回答が、採用選考の結果に影響を及ぼすことはありません

令和5年度 豊島区職員I類(学芸研究)採用選考のことを何で知りましたか?
該当するものに○をつけてください。(複数回答可)

- () 豊島区のホームページ
- () 広報としま
- () 特別区人事委員会事務局のホームページ
- () 豊島区役所で募集案内を見た
- () その他_____

<参考>

—地方公務員法第16条(欠格条項)—

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。